



第1章

地域自治の推進

地域の力を高めるまちづくり

1・1

市民参加 市民活動

1 現況と課題

まちづくりへの市民参加は、自治意識の高揚などから盛んになっており、誇りを育てるまちづくりや、次世代を担うひとづくりの面でも重要です。市民意向調査でも、身近なまちづくりへの参加意向は6割を超えています。

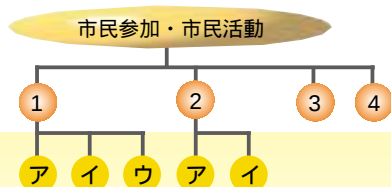
地域の自治会、老人クラブ、子ども会、女性の会など歴史のある活動とともに、川や池、リサイクルなどの自然環境保全活動、福祉のボランティア活動、企業の社会貢献活動など、幅広い分野で活動が活発となっています。

市民活動を促進するための「特定非営利活動促進法（NPO法）」（ ）が制定され、今後もますますこうした活動が盛んになると考えられます。各分野の活動が地域全体のまちづくり活動に生かされるよう、本市としても積極的に支援していく必要があります。

各種団体との意見交換会などでは、活動情報の提供、他団体との情報交換など、自由に使うことができる適当な活動の場への要望が強く、市民活動を活発にしていけるためには、まず、こうした機能を持った施設の整備・提供が求められています。

課題

以上の点から
「市民参加・市民活動」の課題は、次の4点です。



3 計画の体系

4 計画

1 市民の自主的活動の支援

ア

活動団体の把握と市民への情報提供

- 各種の市民活動団体の活動状況をデータベースで把握管理するとともに、市民の要望に応じて内容を公開するなど、活動を支援します。

イ

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく支援

- 市民活動を促進し、環境を整備するため、法人格取得など積極的に支援します。

ウ

活動・交流の場の整備・提供

- 自主的・主体的な市民活動を促進するため、活動・交流の場の整備・提供を進めます。

2 行政への市民参加の拡大

ア

各種委員会などへの一般市民の参加拡大

- 福祉、教育、環境、まちづくりなどあらゆる分野について、将来の政策選択や計画づくりのために組織する委員会、審議会、研究会などへの一般市民の参加の機会を拡大します。

NPO（Non-Profit Organization）

営利を目的とせず、自主的、自発的に社会的な活動を行う民間の組織、団体。その活動は、医療、福祉、環境保全、まちづくり、国際交流など多岐にわたっており、行政、民間企業（営利法人）とともに地域づくりの主体として期待される。これらの市民団体に法人格を与え、活動を後押しする「特定非営利活動促進法（NPO法）」が平成10年（1998年）3月に可決、成立した。



本市においては、行政が主催する各種委員会、審議会、懇談会、研究会などへの市民参加を進めてきましたが、各種団体からの推薦者や代表者が大半であり、一般市民の参加はまだまだ少ないと言わざるを得ません。市民意向調査では、市全般の計画や運営への参加意向は4割を超えています。

今までのまちづくりは、その多くが行政が原案を考え、市民や関係者に了解を求めるというスタイルで実施されていましたが、これからは市民・企業・行政がそれぞれ役割を持ち、共同で計画の作成、事業の実施を行う必要があります。

昭和60年(1985年)に制定された市民憲章は、市民生活の道しるべであり、その浸透のため、市民憲章推進協議会を中心に実践活動が進められています。今後は、この市民憲章の精神に即した市民活動が展開されるよう、啓発や支援を進める必要があります。



2 目 標

さまざまな分野の市民の自主的な活動を活発化し、行政への市民参加を推進することにより、「元気な市民 活気あふれて伸びゆくこまき」を目指します。

- ①市民の自主的活動の支援を強化すること
- ②行政への市民参加システムを拡大すること
- ③市民・企業・行政のパートナーシップによるまちづくりを推進すること
- ④市民憲章の啓発・支援を図ること

3

パートナーシップによる まちづくりの推進

イ

公共施設計画段階からの市民参加

- 公共施設整備にあたっては、ワークショップ()手法などを活用し、計画段階からの市民参加を進めます。

ワークショップ

まちづくりについてアイデアを出し合い意思決定をする集まり。会議の一種だが、通常の会議と異なるのは、誰もが自由に意見を言いやすいように工夫されていること、グループの創造行為と合意形成に焦点を置いていること、形式張っていないことである。あらかじめ決まった結論に導くのではなく、いかに意味のある意見交換の場を作るか、ということを重視する。

- 市民参加や市民活動を支援するための条例を制定し、市民・企業・行政のパートナーシップの強化を進めます。

- 土地区画整理事業や再開発事業、中心市街地整備や密集地の共同建て替え事業、都市景観整備などの事業について、行政と民間の役割分担の明確化、共同調査の実施、事業支援制度の活用・紹介などを積極的に行い、市民・企業・行政のパートナーシップによるまちづくりを進めます。

4

市民憲章の 啓発・支援

- 市民憲章が掲げる理想のまちづくりを意識した市民活動が展開されるよう、市民憲章推進協議会を中心に啓発や支援を進めます。

● 関連データ P 68

1・2

地域活動

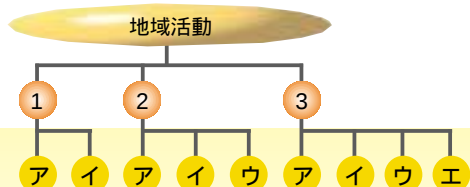
1 現況と課題

自治会やコミュニティの活動は、地域の住民が自ら地域の課題を解決し、住みよい快適な生活環境づくりを目指すものであり、地方分権の推進に伴い、今後ますます重要になってくると考えられます。

各地区には区長を中心とした自治会が組織され、行政とのパイプ役という重要な役割を担っています。一方、近年、地域に対する無関心層が増え、現行制度では複雑多様化する地域の問題を解決し、暮らしの質の向上を図るには限界が生じています。

課題

以上の点から「地域活動」の課題は、次の3点です。



1

地域リーダーの育成・支援

ア

地域リーダーの発掘・育成研修

- 地域が継続的な活動を展開していくため、ふるさとづくり創生塾などを開催し、コミュニティリーダーの発掘・育成研修を積極的に推進します。

イ

地域リーダーへの情報提供

- 地域活動の活性化を図るため、先進事例などの情報提供を推進します。

2

コミュニティ組織の育成・支援

ア

財政基盤の確立

- コミュニティが自主的な活動を展開していくため、自己財源の確保を支援し、財政基盤の確立を進めます。

イ

活動場所の確保

- コミュニティ活動を促進するため、各地区に設置されている地区集会施設や共同利用施設などを有効に利用するとともに、生涯学習キャンパスとの連携を深め、学校の余裕教室も利用できるよう整備します。
- 地域のバランスを踏まえ、市民センターと共同利用施設の中間的な規模のコミュニティセンターを整備します。

3 計画の体系

4 計画



都市化の進行、核家族化、就業構造の変化などにより、地域における課題も絶えず変化しています。そうした課題を敏感に受けとめ、地域で解決していくためには、柔軟に対応できる組織やリーダーを育成・支援していく必要があります。

現在市内では16小学校区のうち2小学校区でコミュニティが組織されています。しかし、本市は県内でもコミュニティの組織率が低いため、既存コミュニティ組織の育成・支援を積極的に推進し、将来的には全市に組織化を図る必要があります。

更に、自治会やコミュニティを発展させた、新しい地縁社会づくりのシステムを確立することが求められています。

2 目 標

市民の自治意識を高め、地域自らが住みよいまちづくりを進めるため、すべての地区で地域活動を活発にし、「こんにちは、ありがとう、誰もがほほえむやさしいふれあいのまち」を目指します。

- ①地域リーダーの育成・支援を図ること
- ②コミュニティ組織の育成・支援を図ること
- ③新しい地縁社会づくりのシステムを確立すること

3

新しい地縁社会づくりシステムの確立

ウ

コミュニティ活動の充実

- コミュニティをとりまく環境は年々多様化しているため、それらの課題に対し自主的な対応ができるよう支援を進めます。

ア

総合的な調整機能を持った組織体制づくり

- 地域のまちづくりを推進するため、総合的な調整機能を持った組織体制づくりを進めます。

イ

まちづくり協議会の組織化

- 地域の課題を共に考え、住みよい環境を目指すため、コミュニティ単位のまちづくり協議会の組織化を図ります。また、そのための条例などの整備を進めます。

ウ

市職員によるアドバイザー制度

- 地域活動、地域リーダーに対し、適切な助言ができるように、市職員をアドバイザーとして養成します。

エ

市職員の地域活動への参加

- 地域活動に、地域の市職員が積極的に参加できるよう支援を進めます。



1・3

地域環境

1 現況と課題

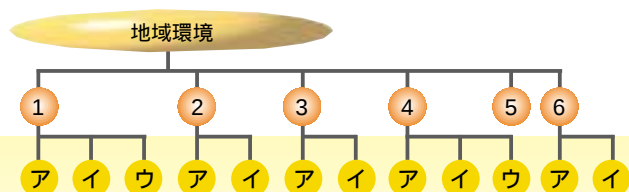
安全で快適な生活環境への関心が高まりつつある中、地域の住みよい環境づくりは、行政のみで達成できるものではなく、地域が主体となって推進することが重要です。

市民意向調査の生活環境評価の結果として、「ベットなどのふん害や食い荒らし」「夜道の明るさ」「道路へのあき缶などのポイ捨て」のマイナス評価が高く、ポイ捨て・ふん害・防犯対策が差し迫った課題となっています。

本市においては、平成8年度（1996年度）に「小牧市ポイ捨てによるごみの散乱防止に関する条例」を制定し、環境美化の啓発に努めていますが、まだ市民に十分浸透している状況には至っていないと考えられます。

課題

以上の点から「地域環境」の課題は、次の6点です。



3 計画の体系

1 地域の自主的美化活動の促進

ア

啓発活動の推進

- 広報や市内各所への看板などの設置、「ごみ散乱防止市民行動の日」などの活動を通じ、ポイ捨て条例の啓発・実践に努めます。

イ

自主的活動の促進

- 地域のごみゼロを目指し、「ごみの散乱防止重点地域」を設け、地域による自主的な美化活動を促進します。

ウ

自治会単位での美化運動の推進

- 自治会単位での地域の美化運動を全市的に広めます。
- 地域の美化運動の推進のため支援を進めます。



4 計画

2

地域の防犯への取り組み強化

ア

啓発活動の推進

- 地域の防犯活動などの紹介、街頭キャンペーン、防犯講習会などにより防犯意識の高揚を図ります。

イ

自主的活動の促進

- 外出時のひと声運動や防犯パトロールの強化など、自主的防犯活動の育成・支援を進めます。
- 地域や企業と連携し、官民一体となった地域ぐるみの防犯活動の推進を図ります。

3

地域の交通安全への取り組み強化

ア

啓発活動の推進

- 交通事故死ゼロの日街頭キャンペーン、交通安全教室、講習会などによりモラルの向上を図ります。

イ

自主的活動の促進

- 交通安全推進協議会を設置し、地域や企業による交通安全活動を推進します。
- 違法駐車等防止条例を制定し、違法駐車や放置自動車に対する地域による監視制度の確立を進めます。

また、都市化の進行、生活様式の変化が地域の犯罪抑止力の低下をもたらす中、犯罪の発生件数は増加しており、地域の連携による防犯への取り組みが強く求められています。

更に交通事故についても、死亡事故こそ減少しているものの、発生件数は増加しています。人身事故の原因は、ほとんどが安全運転義務違反という基本的な交通ルールの無視とマナーの欠如によるものです。本市においても、安全教育の徹底と交通安全運動の推進により、意識の高揚に努めるとともに、通行車両の障害ともなる違法駐車の前止にに取り組む必要があります。

平成7年(1995年)に発生した阪神・淡路大震災は、震災直後の救助、消火活動における地域の連携の重要性を、大きくクローズアップしました。初期活動が迅速に行えるよう、防災意識の高揚と地域ぐるみでの防災体制の確立を図ることが求められています。

地球規模での環境破壊が強く懸念される中で、環境への負荷の少ないライフスタイルへの転換を迫られており、市民や地域の自主的な環境保全活動への積極的な支援が必要となっています。

- ①地域の自主的美化運動を促進すること
- ②地域の防犯への取り組みを強化すること
- ③地域の交通安全への取り組みを強化すること
- ④災害時に備えた地域の連携を強化すること
- ⑤環境にやさしいライフスタイルの普及を図ること
- ⑥地域の環境を考える自主的活動を支援すること

2 目 標

地域の環境への市民意識の高揚を図り、市民・企業・行政のパートナーシップにより「安全な暮らしのできるクリーンなまち」を目指します。

4

災害時に備えた地域の連携強化

ア

啓発活動の推進

- 各地区の自主防災会などが実施する防火、防災訓練時に、防火・防災に関する基礎知識の普及を図るとともに、防災に関する講演会などを開催し、市民意識の高揚を図ります。

イ

防災訓練の充実

- 災害発生に備え、市民と一体となった防火・防災訓練を充実し、防火・防災意識の高揚を図ります。

ウ

自主防災組織の育成・強化

- 各地区の自主防災会、婦人消防クラブの育成・強化を推進します。



5

環境にやさしい ライフスタイルの普及

- 家庭でできるエネルギーの節約や使い捨て商品の使用を控えるなど、身近で実行可能な行動の普及・啓発を推進します。
- 環境家計簿などを配布し、環境に対する意識の高揚を図ります。
- 放置自転車をエコサイクルとして有効利用するなど自転車の利活用を進めます。

6

環境を考える 自主的活動の支援

ア

地域環境を考える研究や活動・発表の場の確保

- 生活展などのイベントを活用し、地域環境を考える自主的活動の発表の場を提供します。

イ

環境を考える 各種イベントの開催

- 市民が地域環境を考える自主的活動を展開するにあたり、市の行事などと連携した支援を進めます。

1・4

地域福祉

1 現況と課題

自立した生活を送ることが困難な人や家族が、住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して生活が送れるようにするため、福祉の心を醸成し、必要な福祉サービスを総合的に提供するための施設や制度、ネットワークづくりなど地域福祉を推進することが必要です。

このためには、行政の取り組みだけでなく、市民一人ひとりが「福祉の心」を持ち、地域でお互いに助け合うことが必要です。また「福祉の心」の醸成には、日頃からのボランティア活動への参加や、幼い頃からの教育が欠かせません。

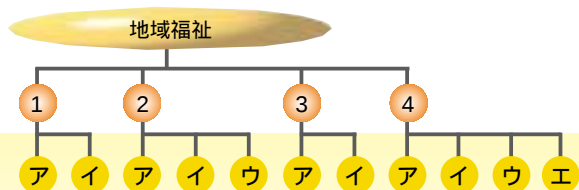
ボランティア休暇制度や特定非営利活動促進法(NPO法)の制定など、市民がボランティア活動に参加できる制度が整備されつつあり、ボランティア活動に対する関心が高まると見込まれます。

課題

以上の点から「地域福祉」の課題は、次の4点です。

3 計画の体系

4 計画



1

「福祉の心」の醸成

ア

福祉教育の推進

- 体験を重視した福祉プログラムの開発や実践を通じ、福祉の心の醸成やノーマライゼーションの理念の浸透を図ります。

イ

福祉活動の紹介

- 福祉に対する理解を深めるため、広報や福祉展、ボランティアの集いなどを通じ、市民への啓発や参加を促進します。



ふれあいセンター

2

ボランティア活動の支援

ア

ボランティアセンターの充実支援

- 福祉ボランティア活動に気軽に参加できるよう、情報提供やボランティアセンターの支援、地域活動拠点の整備を進めます。

イ

在宅援助ボランティアの育成支援

- 家庭介護教育など自立を支援する家族や、地域への研修機会の充実に努めます。

ウ

新しいボランティア制度の研究

- 時間貯蓄制度()など新しいボランティア制度の研究を進めます。

時間貯蓄制度

ボランティアが「働いた」時間を「貯金」しておいて、将来、必要になったら「引き出して」使えるというもので、ボランティアとしての「働き」を「通貨」として機能させようという試み。

地域福祉を担うボランティア活動については、社会福祉協議会ボランティアセンターにより、団体登録、養成、派遣が行われていますが、今後は、団体間の横断的な結びつきの強化や、地域ごとの連絡調整機能の充実が求められています。

高齢化、核家族化が進む中で、高齢者のみの世帯が増えることが見込まれますが、大部分は元気な高齢者であり、高齢者同士が気軽に交流できる場の確保や、高齢者の知恵と力を地域福祉に生かしていく仕組みづくりが必要です。

また、少子化や地域の連帯感の希薄化、あふれる育児情報により子育てへの不安を持つ親が増えています。また身近に子どもが自由に遊べる場が少なくなっており、地域での子育て支援や遊び場の整備が求められています。

2 目標

ノーマライゼーション（ ）の考え方を基本に、誰もが地域の中で安心して暮らせるよう、あたたかい思いやりのある福祉の心に満ちた「夢と希望がもてるハートフルこまき」を目指します。

- ①福祉に対する意識の高揚を図ること
- ②福祉ボランティア活動の支援強化を進めること
- ③社会福祉協議会など各種福祉団体の活動支援を強化すること
- ④相互扶助活動の支援を推進すること



3

福祉団体の活動の支援

ア

社会福祉協議会への支援

- 社会福祉協議会が地域福祉の中核機関としての役割を発揮し、福祉教育活動、ボランティア活動などの地域活動を推進できるよう支援を進めます。

イ

福祉団体への支援

- 地域による自主的福祉活動や民間など、多様な団体による福祉サービスの供給を促進するための支援を進めます。



4

地域の相互扶助の推進

ア

高齢者の交流の促進

- 地区集会施設や共同利用施設を活用するなど、高齢者同士の交流を促進します。

イ

高齢者の知恵と力の活用

- 高齢者の知恵と力を生かした子育て相談や児童館、児童クラブ、地域子ども会活動の支援などを進めます。

ウ

子どもの遊び場の整備

- 身近な自然などを活用し、子どもが自由に遊べる場の確保や整備を地域と連携して進めます。

エ

相互扶助活動の推進

- 地域で共に助け合う活動を支援するとともに、地域の福祉活動を総合的に支援するための研究を進めます。

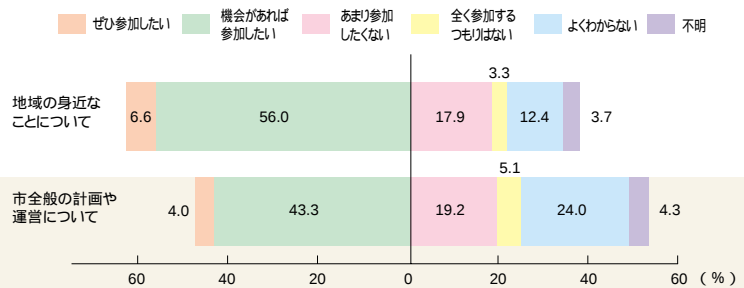
ノーマライゼーション
障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ自然であるという考え方。

1・1

市民参加・市民活動

●関連データ●

●市民意向調査から 市民参加によるまちづくりへの参加意向

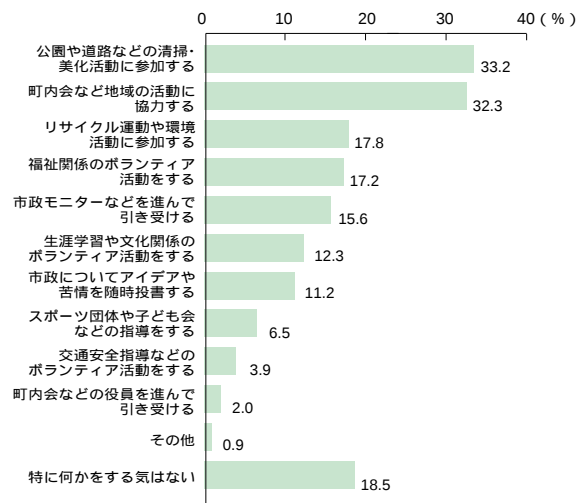


1・2

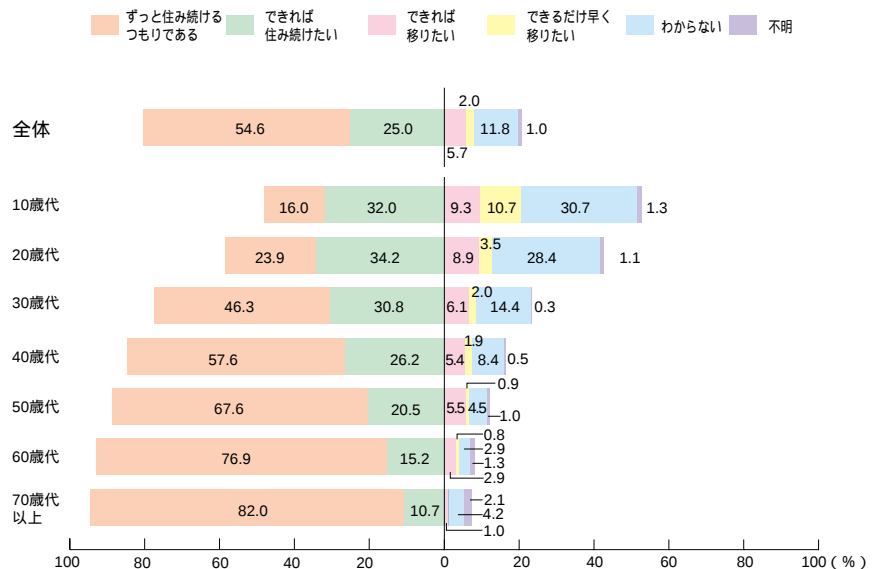
地域活動

●関連データ●

●市民意向調査から 住みよいまちづくり活動への参加意向



●市民意向調査から 年齢別「今後の居留意向」





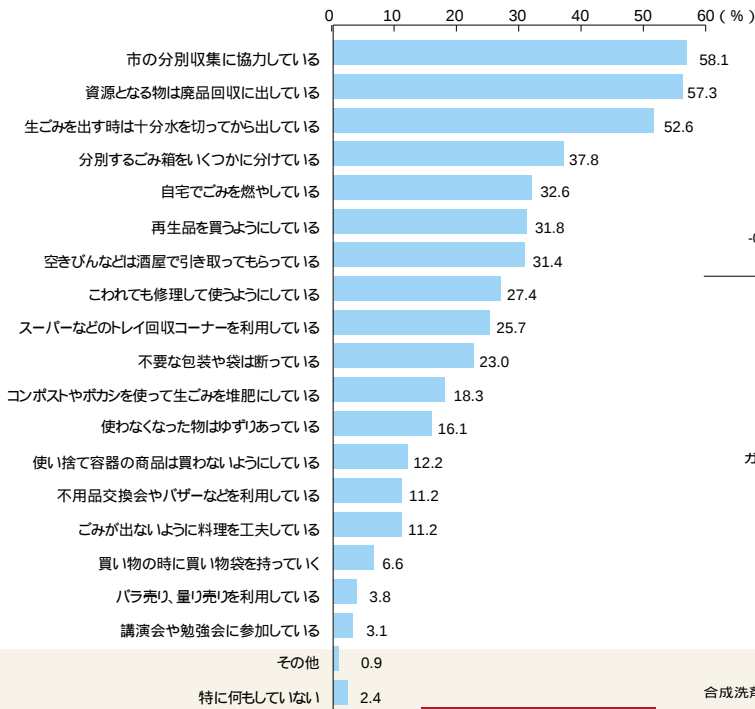
1・3

地域環境

●関連データ●

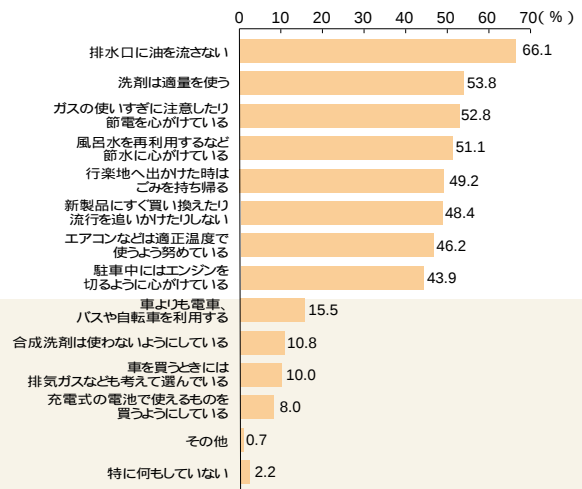
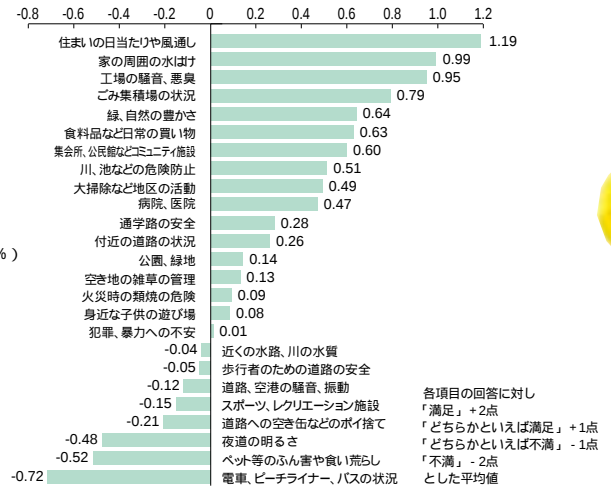
●市民意向調査から

ごみの減量化、資源化のために心がけていること



●市民意向調査から
省エネや環境に負荷
をかけないために心
がけていること

●市民意向調査から 生活環境評価

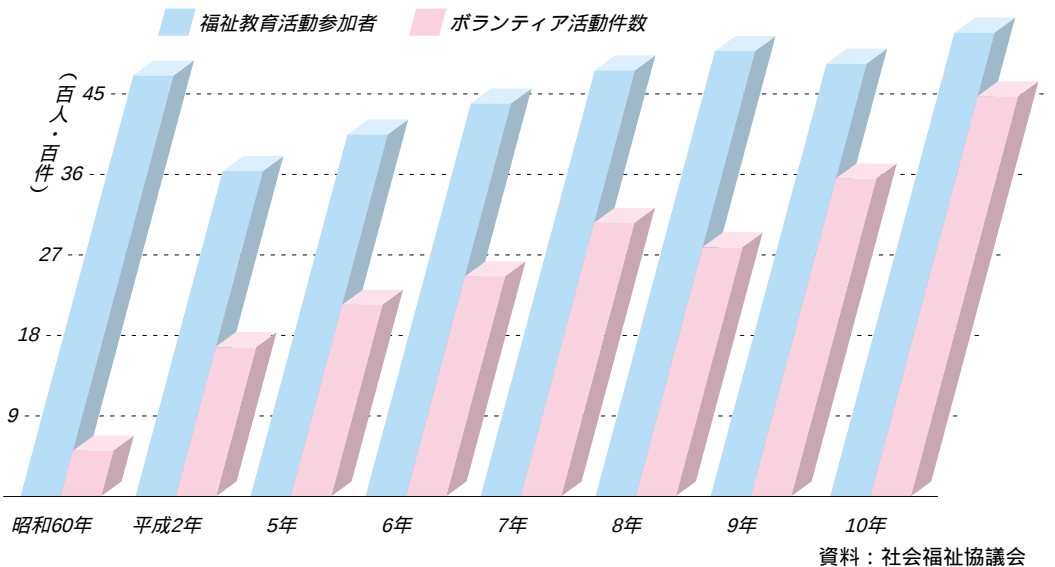


1・4

地域福祉

●関連データ●

■社会福祉協議会
事業実績



1・5

地域文化

1 現況と課題

市民一人ひとりが生き生きとした生活を営み、ゆとりやうるおいを感じることができるよう、地域の文化を高めることが重要です。

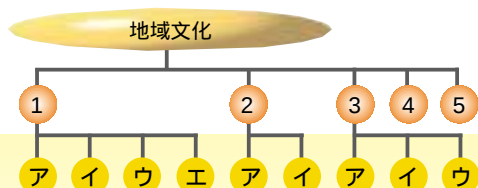
地域文化は、文化に対する深い興味と理解を持つ熱心な市民によって支えられています。こうした市民を支援するため、情報の収集提供、市民相互の交流、文化の創造・発表の場の提供が必要です。

市内の文化団体相互の連絡調整を図り、文化活動の進展に寄与するため、文化協会が設立され、総合文化祭の開催や加盟団体への援助が行われています。今後は伝統文化や新しい文化の育成を支援できるよう組織体制を充実することが求められています。

本市では、市民に優れた芸術文化にふれる機会を提供するため、自主文化事業を開催しています。一方、市民の自主的な文化活動や事業の開催も活発になっています。こうした活動の発展が、新たな地域文化を生み出す源となると考えられます。

課題

以上の点から「地域文化」の課題は、次の5点です。



1

多様な文化活動の支援

ア

文化振興計画の推進

- 文化振興に関する総合的な指針となる、文化振興計画を推進します。

イ

情報の収集・提供

- 市民のさまざまな文化活動に対するニーズに応えるため、幅広い情報の収集や提供に努めます。

ウ

人材育成や団体への支援

- 各分野の専門家、指導者の発掘、養成を進めます。
- 市民の文化・芸術活動を紹介・奨励する機会を増やし、意欲を高めるよう努めます。

エ

文化協会への支援

- 各文化団体の交流・連携を強化し、総合的な文化振興を進めるため、文化協会を支援するとともに、法人化に向けた検討を進めます。

2

文化活動の交流・発表の場の提供

ア

活動拠点施設の整備・充実

- 市民の文化意識を高め、地域に密着した多様な文化活動を育むため、身近で気軽に活動できる施設の整備・充実を進めます。

イ

交流の促進

- 市内外の先進的な文化・芸術団体との交流を促進し、情報交換やレベルの向上の支援を進めます。

3 計画の体系

4 計画

独自性のある質の高い文化を生み出すためには、その地域・風土に根ざした伝統行事を継承し、新たな発展へと結びつける必要があります。本市には、野口・大草棒の手などの伝統文化がありますが、深刻な指導者や後継者不足により存続が危ぶまれています。棒の手をアレンジした体操が小学校で試みられていますが、こうした取り組みを通じ、伝統文化を地域ぐるみで継承・育成することが必要です。

昭和55年(1980年)から市民まつり、平成元年(1989年)から平成夏まつりが開催され、それぞれ市民総参加、夏の小牧の風物詩として市民に根づいてきました。これからは、小牧ならではのまつりとして、一層発展させることが必要です。

また、明治時代小牧の先人が入植した歴史から、平成元年(1989年)に小牧市・八雲町交流市民の会が発足しました。今後も一層、市民レベルでの交流を促進する必要があります。

2 目 標

歴史に学び、人とふれあうことを通じ、地域の資源を生かした文化活動の活性化を進め、個性豊かなこまきを目指します。

- ①多様な文化活動の支援を進めること
- ②文化活動の交流・発表の場を提供すること
- ③伝統行事の継承・発展を図ること
- ④市民まつり、平成夏まつりの発展を図ること
- ⑤八雲町との交流を促進すること

3

伝統文化の継承・発展

ア

市民へのPR

- 身近な伝統行事・芸能の記録ビデオ・活動マップを作成するとともに、広報などを活用し、生活文化に根づくようPRを進めます。

イ

地域や学校との連携

- 地域や学校行事での紹介や実演を通じ、伝統文化への理解や継承を進めます。

ウ

人材の育成

- 伝統文化・芸能の指導者、後継者の育成を進めます。



4

市民まつり、平成夏まつりの発展

- 市民からの提案、アイデアを募集活用し、まつりの計画や運営から積極的に市民の参加を募ります。



5

八雲町との交流促進

- 小牧市・八雲町交流市民の会の活動など、市民レベルの交流活動を促進します。

1・6

生涯学習

1 現況と課題

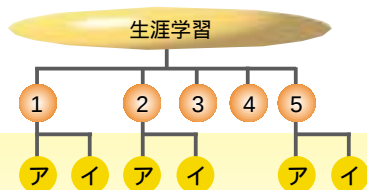
変化の激しい社会にあって、より快適で充実した人生を送るため、また自己実現を図るためには、人々が自発的意志に基づき、必要に応じて、適した手段・方法を自ら選んで、生涯にわたって行う学習の推進が重要です。

生涯学習に関する市民アンケートによれば、8割近い市民が「してみたい学習がある」と答えていますが、実際に生涯学習活動をしている市民は約4割です。「学習したい」という意欲は持っていますが、その機会に恵まれないという市民も少なくないと考えられ、生涯学習活動のきっかけとなるような、多様な学習の場や機会の提供が必要です。

市民自らが積極的に学習機会を設けたり、同じ関心をもつ市民が協力して学習する団体・グループを育成することは欠くことのできないものであり、各団体の自立性を尊重し、それを支援することが必要です。

課題

以上の点から「生涯学習」の課題は、次の5点です。



1 学習の場の整備充実

ア 生涯学習センターの整備

- 生涯学習を総合的に推進するため、また、市民の生涯にわたる自主的学習活動を支援するための中核的施設として生涯学習センターを整備します。

イ 生涯学習キャンパスの整備

- 身近で気軽に利用できる学習拠点として、小学校の余裕教室を利用した生涯学習キャンパスの整備を進めます。

2 多様な学習機会の提供

ア 学習関連情報の収集・提供

- 行政各部局の学習関連情報の一元化や、関係教育機関、民間施設と連携を図り、市内のどこでも情報が入手できるようなコンピュータによるネットワークを整備し、幅広い学習関連情報の収集・提供を進めます。

イ 市民講座の充実

- 市民の高度化、専門化する学習要望に対応するため、大学などと連携し、市民大学、市民講座の一層の充実を進めます。

3 計画の体系

4 計画

また、学習成果を個人、団体のものとするだけでなく、それらを広く社会や地域づくりに生かすことも求められています。

本市では、平成7年度(1995年度)に「生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画」を策定し、幅広く生涯学習関連事業を実施してきました。また、生涯学習ボランティアの養成や、地域においても自主グループ、団体がさまざまな学習活動を展開しています。

しかし、これらの機関や団体の相互連携や協力体制は十分とは言えません。今後、生涯学習を推進するにあたっては、市民ニーズや提案を積極的に取り入れた総合的な推進体制をより充実させる必要があります。

2 目 標

より快適で充実した人生が送れるよう、生涯にわたって学習できる環境を整備し、「輝いて夢表現 生涯学習のまち こまき」を目指します。

- ①学習の場の整備充実を図ること
- ②多様な学習機会を提供すること
- ③生涯学習団体を育成すること
- ④学習活動の成果を地域へ還元し活用すること
- ⑤生涯学習推進体制を充実すること

3

生涯学習団体の育成・援助

- 小学校、地区集会施設などを拠点とした自主学習グループ、団体の育成を図るため、学習計画上の援助、指導・助言を積極的に行います。

4

学習成果の地域への還元・活用

- 自主学習グループ・団体などの学習成果が、まちづくりに活用できるようなシステムづくりを進めます。

5

生涯学習推進体制の充実

ア

- 生涯学習推進会議の充実
- 生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画を効果的に実践していくため、市民の代表による生涯学習推進会議を活用し、生涯学習に関する政策提言機能の一層の充実を図ります。

イ

- 生涯学習ボランティアの養成・活用
- 行政と市民の相互の連携や協力を図るため、生涯学習ボランティアの養成・研修や活用を総合的に推進します。



1・7

国際交流

1 現況と課題

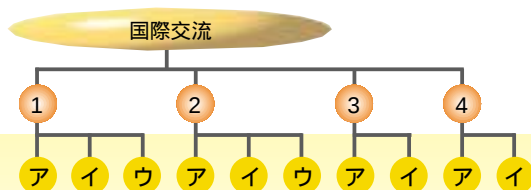
あらゆる分野でボーダーレス化が進む中、世界各国の相互依存関係が深まっています。また本市の交通条件の良さ、就労場所の多さから、在住する外国人は県内でも高い伸びをしており、今後市民の国際感覚の醸成や、内なる国際化の一層の推進が求められています。

国際交流の主役はあくまでも市民であり、また市民の意識が変わらなければ真の国際化は望めません。平成6年度(1994年度)には国際交流の推進や外国人への利便提供を目的に、国際交流協会が設立されました。この協会は地域での国際交流の中心組織であり、これを核に、本市の国際化の推進や人材の発掘、育成を進める必要があります。

外国人の就労環境が年々厳しさを増すにつれ、市役所を訪れる外国人の数は増加し、相談内容も多様化しています。日常生活に必要な情報提供、地域住民との問題を解決するための各種相談窓口の充実など、外国人が安心して暮らせる環境づくりが求められています。

課題

以上の点から
「国際交流」の課題は、
次の4点です。



3 計画の体系

1 国際感覚の醸成、国際交流・協力の支援

ア

市民活動団体への支援

- 国際交流・協力活動を行っている団体の情報を収集するとともに、その育成を図り、活動しやすい環境を提供します。

イ

情報提供の充実とボランティアの育成

- 在住する外国人への日本での生活上の情報を提供するとともに、ニーズに即したボランティアの育成を行います。

ウ

国際交流協会への支援

- 協会の法人化も含めた運営基盤の整備を行い、国際交流活動の中心機能を担う組織とするとともに、外国人のための総合窓口としての機能を充実します。

2 外国人と共生できる環境の整備

ア

外国人からの情報収集とニーズの把握

- 在住する外国人との情報交換を進め、行政に対しどのようなニーズを持っているかの把握を積極的に行います。

4 計画

一方、外国人と地域住民が日常的なコミュニケーションを図るための言葉の壁は厚く、一部地域では外国人の増加に伴い、その生活習慣の違いなどから生じるトラブルが絶えないのが実情です。外国人が日本語を習得するメリットは大きく、本市としても日本語教育の場の提供と充実を図るとともに、市民に対しても英語以外の言語を学べる機会を提供することが必要とされます。

国際交流活動として、毎年市内中学生を米国アセンズ市へ派遣していますが、平成10年度（1998年度）から、姉妹都市提携を行っているワイアンドット市も行程の中へ組み入れました。将来はワイ



アンドット市への比重を高めて、より一層の友好を図る必要があります。

一方、今までの交流は過去の実績を引き継いだもので、必ずしも時代に適合したものとは言えない部分もあります。近年ワイアンドット市をとりまく環境も大きく変化しています。また韓国安養市との行政レベルの交流が平成10年度（1998年度）から始まるなど、従来から推し進めてきた交流のあり方を再検討する必要があります。

国際博覧会が愛知県で開催されるなど、今後国際化への関心の高まりが予想されますが、本市においても、市民レベルの国際化推進のための国際交流拠点の整備が必要です。また、英語については民間教室が充実してきており、市で運営している英語教育センター（KETC）を、英語のみにとどまらず、より多様な語学教育の機会を提供する施設とする必要があります。

- ①市民の国際感覚の醸成を図るとともに、市民レベルでの国際交流・協力を育成支援すること
- ②外国人と共生できる環境を整備すること
- ③姉妹都市（友好都市）交流を充実すること
- ④国際交流拠点施設を整備すること

2 目 標

市民の国際感覚の醸成を図り、外国人と共生できる「国際色豊かな 未来創造都市」を目指します。

3

姉妹都市（友好都市） 交流の充実

イ

外国人相談窓口の充実

- 相談件数の増大や内容の多様化に対応するため、専門のスタッフの配置を進め、外国人相談窓口を充実します。

ウ

日本の習慣の周知

- 交流会などを通じ、日常生活習慣、ルールの周知を進めます。

ア

各都市の実情の把握

- 姉妹都市の情報の収集に努め、各都市の実情の把握を積極に行います。

イ

交流のあり方、 方法などの再検討

- 国際交流協会を核とした市民主体の交流を進めるため、姉妹都市交流のあり方の再検討を進めます。

4

国際交流拠点施設の整備

ア

市民の活動拠点の整備

- 市民と在住外国人が日常的に交流し、ボランティアの活動の場となる施設の整備を進めます。

イ

英語教育センター （KETC）の充実発展

- 英語教育センターを充実させ、英語以外の語学教育や、在住外国人への日本語教育機能を持つセンターとして発展を図ります。

1・8

都市景観

1 現況と課題

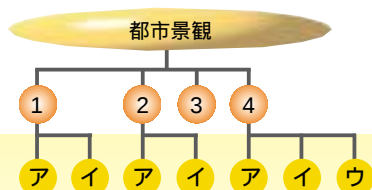
自然の地形やまちなみなどの風景は、ゆとりや心の豊かさ、まちの誇りを生み出す市民の共有財産であり、市民・企業・行政が連携して、良好な景観を保全、形成し、次代へ継承していくことが求められています。

そのためには、美しい景観づくりは市民が中心となって進めていくという意識の高揚を図るとともに、都市景観についての市民共通のルールとして、都市景観条例を制定し、それに基づき、良好な景観の整備を図ることが必要です。

平成6年度（1994年度）に都市景観基本計画を作成し、それに基づき商業業務の拠点地区、丘陵地に形成された住宅地区、古い民家の集まる地区、大規模な建築物（工場）が集積する地区の4地区を重点整備地区として整備を進めていきますが、重点整備地区以外でも、道路整備などに合わせた景観整備を進めることが必要です。

課題

以上の点から「都市景観」の課題は、次の4点です。



3 計画の体系

4 計画

1

景観条例の制定と市民意識の高揚

ア

景観条例の制定

- 景観に対する市民意識の向上に関する目標などを掲げた景観条例を制定します。

イ

市民意識の高揚

- 優れた建物や景観などを表彰する都市景観賞の創設や、景観シンポジウムを開催するなど、市民の景観に対する意識の高揚を図ります。

2

重点整備地区などの景観整備

ア

重点整備地区の整備

- 重点整備地区として設定した4地区の良好な景観整備を進めます。

イ

重点整備地区以外の景観整備

- 重点整備地区以外についても、道路整備などの基盤整備に合わせた景観整備を進めます。
- 建築協定、地区計画制度、まちづくり協定などを活用した景観整備を支援します。



都市景観に関する市民意識調査では、小牧で好きな景観として「小牧山」と答えた市民が7割を超えています。本市のシンボルである小牧山については、市内どこからでも美しく見えるように景観保全を進めるとともに、小牧駅から小牧山へ通じるシンボルロード沿いの商店街は、市の玄関口として、景観を重視したまちなみの整備を進める必要があります。

また、良好な景観の形成を阻むものとして、屋外広告物があります。特に名濃道路完成後には沿線に巨大看板が設置されることも予想されることから、屋外広告物に対して市独自の規制を設ける必要性も考えられます。

更に、公共施設は、まちの景観を形成する重要な要素であり、新たな公共施設の建設や改修に際しては、率先して景観を重視した施設にしていく必要があります。

2 目 標

自らの地域は自らの手で、景観を重視したまちなみにしていくという市民の意識の高揚を図り、市民・企業・行政が連携して、「美しいふるさとのもちづくり」を進めます。

- ①景観条例を制定し、美しい景観づくりへの市民意識の高揚を図ること
- ②重点整備地区などにおける良好な景観整備を図ること
- ③小牧山周辺の景観保全を進めること
- ④公共施設などの景観の向上を図ること

3

小牧山周辺の 景観保全

- 小牧山を景観の核とした周辺整備、景観保全を図ります。
- 小牧山へ続くシンボルロードやその沿道の商店街は、特に景観を重視したまちなみ形成に努めます。

4

公共施設などの景観向上

ア

電線の地中化の促進

- 中心市街地の景観向上のため、電線の地中化を促進します。

イ

屋外広告物の規制

- 乱立する屋外広告物を条例で規制するなど、秩序ある景観形成の検討を進めます。

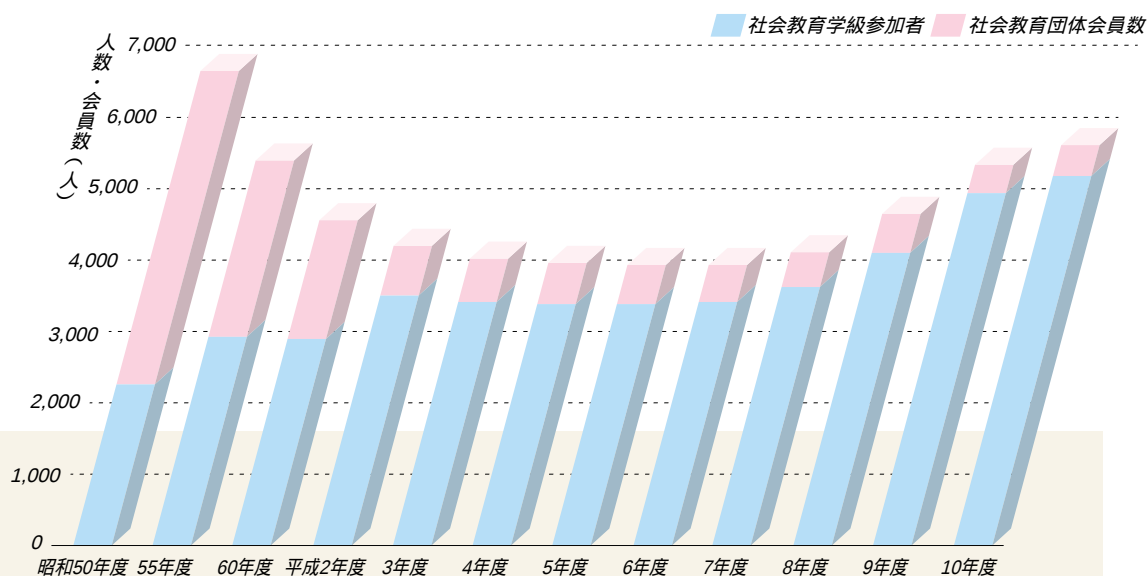
ウ

公共施設の景観向上

- 景観アドバイザーを設置するなど、行政が率先して景観を重視した公共施設の整備を進めます。

1・6 生涯学習

●関連データ●



■ 社会教育学級参加者・
社会教育団体会員数の推移

資料：生涯学習課

生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画

国では、平成2年(1990年)に生涯学習振興法が制定され、これを受けて、県は生涯学習振興の基本方策を発表、推進しています。本市は、平成6年、7年度(1994年、1995年度)の2年間、文部省か

ら「生涯学習モデル市町村」の指定を受けたこともあわせて、生涯学習社会の実現に向けての条件整備を更に進めていくための基本構想・基本計画を平成7年度(1995年度)に策定しています。

基本構想

「過去 現在 そして未来へ...
学びの風が小牧を創る」

- 1 心身ともに健康で、自分らしさの輝きを求め、だれでも、いつでも、どこでも、楽しく学ぶことのできる生涯学習のまち小牧
- 2 家族や地域の人々が、互いに助け合いながら地域づくりをすすめる生涯学習のまち小牧
- 3 伝統と豊かな自然を生かし、香り高い文化を育む生涯学習のまち小牧

基本計画

●推進目標

- 1 社会の変化に対応できる能力の育成
- 2 とともに学び、ともに支え合う地域づくり
- 3 歴史と文化、豊かな自然を生かしたまちづくり
- 4 学習援助体制の整備
- 5 推進体制の確立

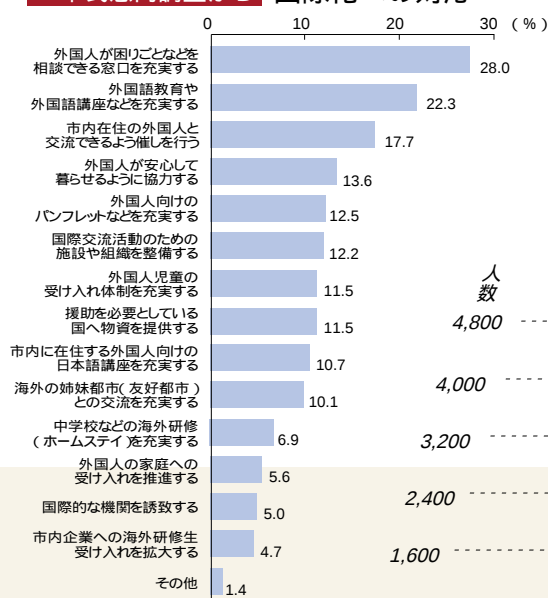
●重点施策

- 1 学習情報の提供
- 2 生涯学習センター
- 3 行政の生涯学習関連事業の体系化
- 4 生涯学習のまちづくり出前講座
- 5 小学校区生涯学習キャンパス
- 6 小中学生の社会教育環境の整備

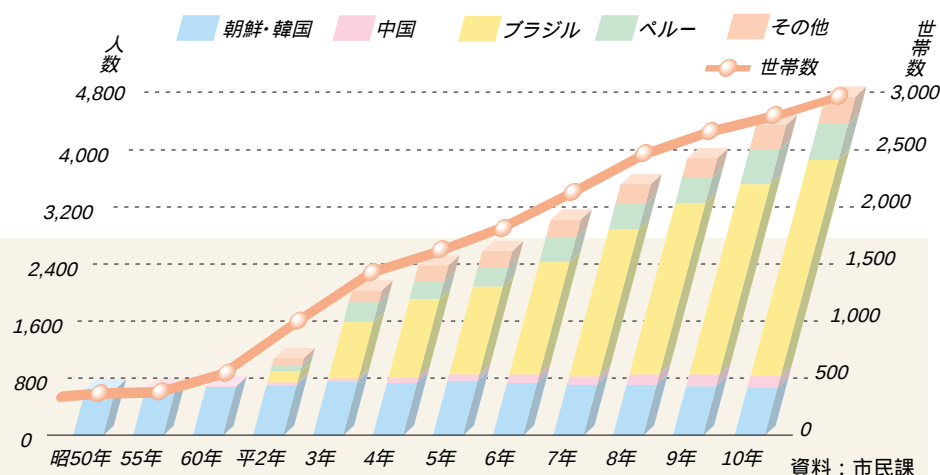
1・7 国際交流

●関連データ●

●市民意向調査から 国際化への対応



■外国人登録者数の推移



1・8 都市景観

●関連データ●

都市景観基本計画

本市では、平成5年度(1993年度)から都市景観形成に関する調査を進めており、平成6年度(1994年度)に策定された「小牧市都市景観基本計画」において、4つの重点整備地区が抽出されました。平成7年度(1995年度)よりこの重点整

備地区における「地区都市景観基本計画」の策定を行っています。

現在の重点整備地区における基本理念、基本目標、整備テーマは以下のとおりになっており、今後更に調査を進めていきます。

小牧山・小牧駅周辺地区

基本理念 小牧の“心”と“顔”の蘇生
基本目標 小牧山のシンボル性の強調と中心市街地の精神的・文化的中心性の創出
整備テーマ “場”の連なり

田県・小松寺・本庄地区

基本理念 地域コミュニティの醸成
基本目標 個性・連携・うるおい
整備テーマ “みず”と“みどり”のネットワーク

小木地区

基本理念 小牧のアイデンティティの保全
基本目標 なつかしさと温もり
整備テーマ 小牧の古を巡るまち

大規模工場地区

基本理念 小牧の産業リーディングゾーンの創出
基本目標 自然と産業との共生
整備テーマ 水と緑に囲まれたうるおいとやすらぎの産業地

1・9

花と緑

1 現況と課題

花と緑は、人にうるおいとやすらぎを与えるとともに、快適な環境づくりや美しいまちを築いていくためにも重要な要素です。緑豊かなゆとりとうるおいのある快適な生活環境の形成のため、緑を守り、育て、楽しみ、次世代へ受け継ぐ、人と自然にやさしい、個性豊かな魅力あるまちづくりが求められています。

本市の東部地区は、愛岐丘陵やそれに続く比較的緩やかな地形で、自然の豊かな地域ですが、西部地区の緑地率は東部地区に比べ低く、特に市街地の緑地率は農地を除くと非常に低く、緑が少ない地域となっています。

市街地を緑あふれるまちにするには、公共施設などの緑化だけではなく、民有地の緑化を進める必要があります。

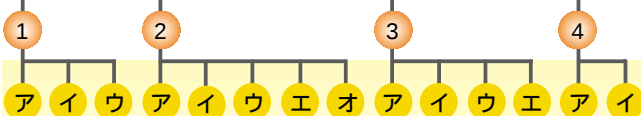
課題

以上の点から
「花と緑」の課題は、
次の4点です。

3 計画の体系

4 計画

花と緑



1

緑化意識の高揚・緑化推進の制度の整備

ア

緑化意識の高揚

- 緑の相談所を設置し、緑豊かなうるおいのある生活の支援や市内の緑化の推進と、緑化に関する知識の啓発及び普及を進めます。

イ

緑化協定の支援

- 住宅地を対象とした、一定区域の自主的な緑化に関する協定づくりを支援します。
- 敷地面積の広い事業所は、敷地面積の20%以上の植栽の整備や、敷地外から緑が楽しめるようなフェンスの工夫を働かけます。

ウ

各種制度の活用

- 開発による緑の減少を合理的な範囲内に抑制する仕組みや制度の活用を図ります。

2

市民ぐるみの花いっぱい運動・緑化の推進

ア

花と緑の基金充実

- 緑化事業基金の充実を図り、公園内の各種施設の運営や管理、花や苗木の植栽などの環境の整備や保全、花・苗木の無料配布、各種花と緑のイベントの実施、自然緑地の保全などを進めます。

イ

緑化推進協議会の育成・強化

- 市民ぐるみの緑化事業を推進するため、緑化推進協議会の組織の育成・強化を図ります。
- 専門家などによる民有地の樹木の診断、保存などを図ります。

ウ

花いっぱい運動の推進

- 家庭のテーブルの上から道路、河川敷、公共空間までを花で満たすような、花を育て、楽しみ、喜びを味わう環境づくりを進めます。
- 花いっぱい運動の中心となる市民グループやボランティアの育成を図ります。

そのためには、市民や企業の緑化に対する意識の向上や主体的な取り組み、行政との適切な役割分担と相互連携が不可欠で、緑の保全、創出、活用に関する意識を高め、誇りと愛着を育むような施策の推進が必要です。

また、公共施設などが緑豊かな美しい景観のモデルとなるような整備や、緑の質の向上と量の増加、花・木などの安定的な生産、供給とリサイクルのシステムの整備が必要です。

更に、緑豊かな地域づくりを推進していくためには、市民の参加と協力が不可欠であり、緑化情報の提供、普及など、市民参加による花と緑の情報発信の拠点となる施設が必要です。



市民四季の森

2 目 標

市民・企業・行政のパートナーシップによる花と緑いっぱい運動を進め、「花と緑あふれるまち こまき」を目指します。

- ①花のあふれるまちづくり意識、緑化意識の高揚を図ること
- ②市民ぐるみの花いっぱい運動、緑化推進活動を推進すること
- ③公共空間の緑化を推進すること
- ④花と緑の情報提供、活動拠点の整備を図ること

3

公共空間の緑化推進

エ

花と緑のモデル地区の設定

- 花と緑のモデル地区を設定し、花と緑の活動体制や手法の研究・普及を進めます。

オ

緑の顕彰

- 各種緑化コンクールなど、緑化に関する顕彰を行い、緑化意識の高揚を図ります。



ア

公共空間の緑化増量

- 公共施設間の移植、新しい樹木の補植、成育環境・せん定方法の研究などにより、公共公益施設の緑化空間、緑地量の3倍増量を目指します。

イ

花工場の整備

- 公共施設を花いっぱいに供給できるよう、生産施設を整備します。

ウ

緑のリサイクル

- 各種事業などで不用となったり、支障となる樹木の情報提供や保管、移植を行うグリーンバンクの整備を図ります。
- 各公共施設から出る伐木や草花を堆肥に変え、花や樹木の肥料とするリサイクルシステムの構築を図ります。

エ

市民参加の公園づくり

「2・13 公園・緑地」
P 114 参照

4

花と緑の情報提供、活動拠点の整備

ア

緑化まちづくりセンターの整備

- 花と緑に関する講座、展示会、講演会、イベント、市民グループによる各種活動や情報提供の拠点となる施設を整備します。

イ

花と緑の美術館の整備

- 公共空間を利用したガーデンニングや花づくりの成果の展示施設を整備します。

1 地域の力を高めるまちづくり（地域自治の推進）

基本計画項目			主要事務事業	平成12年 2000	平成15年 2003	平成18年 2006	平成21年 2009
				前期	中期	後期	
1・1	市民参加・市民活動	①ア	活動団体の把握と市民への情報提供				
		①ウ	活動・交流の場の整備・提供				
		②	行政への市民参加の拡大				
		③	市民参加・市民活動支援条例の制定				
1・2	地域活動	①ア	地域リーダーの発掘・育成研修				
		②イ	活動場所の確保・コミュニティセンターの整備				
		③イ	まちづくり協議会の組織化、支援条例などの整備				
		③ウ	市職員によるアドバイザー制度				
		③エ	市職員の地域活動への参加				
1・3	地域環境	①	地域の自主的美化活動の促進				
		③イ	交通安全推進協議会の設置・違法駐車等防止条例の制定				
		⑤	環境にやさしいライフスタイルの普及				
1・4	地域福祉	②ア	ボランティアセンターの充実支援				
		③ア	社会福祉協議会への支援				
		④イ	高齢者の知恵と力の活用				
1・5	地域文化	①ア	文化振興計画の推進				
		①エ	文化協会への支援				
		③イ	地域や学校との連携				
1・6	生涯学習	①ア	生涯学習センターの整備				
		①イ	生涯学習キャンパスの整備				
		②ア	学習関連情報の収集・提供				
1・7	国際交流	①ウ	国際交流協会への支援				
		②イ	外国人相談窓口の充実				
		③イ	姉妹都市交流のあり方、方法などの再検討				
		④ア	市民の活動拠点の整備				
		④イ	英語教育センターの充実発展				
1・8	都市景観	①ア	景観条例の制定				
		②ア	重点整備地区の整備				
		④イ	屋外広告物の規制				
		④ウ	公共施設の景観向上				
1・9	花と緑	①ア	緑の相談所の設置				
		②ア	花と緑の基金充実				
		②エ	花と緑のモデル地区の設定				
		③ア	公共空間の緑化増量				
		③イ	花工場の整備				
		④ア	緑化まちづくりセンターの整備				